

## 応募要領

### 1. 公募件名

国家資格等情報連携・活用システムに係るオンライン決済サービスの提供等業務

### 2. 目的及び概要

国家資格等のデジタル化は、①国家資格等に係る申請等の手続のオンライン化、②マイナンバーによる住民基本台帳ネットワークシステム等との連携、③資格管理DBへのクラウド活用、④マイナンバーカードを活用した認証等を可能とすることで実現するものであり、2023年度（令和5年度）までに、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システム(以下、「本システム」という。)の構築を行い、2024年度（令和6年度）に国家資格等のデジタル化を開始する。

先行して国家資格等のデジタル化を開始することとしている税・社会保障に関する32の国家資格等に加え、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等についても、2023年（令和5年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を可能としたところであり、令和5年6月9日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始することとされている。

本件は、国家資格等のデジタル化を行うために、デジタル庁が新規に構築する本システムについて、オンライン決済サービスの提供及びこれに付随する業務（以下、「本業務」という。）を請け負うことが可能な専門の事業者を公募するものである。これにより、令和5年度までに各省庁が共同利用できる本システムの構築を実現し、令和6年度に国家資格等のデジタル化を開始するに当たって、国家資格等の手続に係るオンライン化を実現するとともに、登録免許税や手数料等（以下、「手数料等」という。）についてオンライン決済を可能とすることを目的とする。

### 3. 公募期間

令和6年2月9日から令和6年2月19日 12時

### 4. 契約形態等

請負契約

### 5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

- (7) 上記（1）～（6）の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

## 6. 応募条件

以下の要件を満たすこと。オンライン決済サービス等に係る要件やオンライン決済サービスに付随する業務の詳細については、別添仕様書を確認すること。

- ① 本システムの求めるオンライン決済サービスの仕様を理解するとともに、本システムの求める要件を満たすオンライン決済サービス基盤及び保守業務等をサ

ービスとして提供し、本システムの運用開始に伴い当該サービスを遅滞なく利用可能とできること。

(オンライン決済サービスに係る主な要件)

- ・本システムにより国家資格等の手続に係るオンライン申請を行った場合に、クレジットカード、二次元コード決済及びペイジーによる支払いを可能とすること。
- ・手数料等の支払い先は、国・都道府県・民間等に分かれる場合が想定されるため、クレジットカード及び二次元コード決済によるオンライン決済については、支払先が分かれる場合においても、一度の決済でこれらをまとめて支払い可能とし、それぞれへの納付を可能とすること。
- ・クレジットカードは次の国際ブランドマークが付されたものが全て利用できること。

VISA、Mastercard、JCB、Diners Club、American Express

※デビットカードは国際ブランド付きデビットに対応すること

- ・二次元コード決済については、利用者数または登録者数が 3,000 万人以上の決済サービス事業者に対応可能であること。
- ・国庫金の納付に当たっては、MPN (マルチペイメントネットワーク) 及び REPS 連携サービスの活用を前提とすること。

② オンライン決済サービスの提供に付随する業務を確実に実施可能であること。

(オンライン決済サービスに付随する主な業務)

- ・国家資格等の手続に係る手数料等について、指定納付受託者として国庫・地方自治体公金口座・資格管理団体等の指定金融機関口座(以下、「国庫等口座」という。)へ納付するために必要な調整
- ・資格管理者等が本システムにおける決済サービスを利用開始するに当たって必要な設定作業や試験の実施、各種調整等に係る対応や支援等
- ・国庫等口座への納付に係る決済サービスの利用開始までの初期導入等の支援に係る業務
- ・決済サービスに係る操作マニュアル及び利用ガイドライン作成用の資料提供等
- ・本システムとの接続等に係る技術的支援

## 7. 仕様内容

別添仕様書のとおり

## 8. 応募書類

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 誓約書(別記)
- (3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(4) 提案書

様式は、任意とする。以下の要素を含めること。

- ① 「6. 応募条件」を満たし、仕様書に定める「作業の実施内容」を実施できることの説明
- ② 本業務の実施体制として、仕様書に定める「作業の実施体制・方法」に求める要件を満たした上で、必要な体制を構築できることの説明
- ③ 仕様書に定める「参加資格等に関する事項」を満たすことの説明

(5) 上記(4)に係る説明を補足する資料(資格等の証明書類など)

(6) 実施計画書(案)

(7) 見積書(様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること)

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って参加申込書等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

(1) 提出期限：令和6年2月19日(月)12時必着

(2) 提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム(担当：坂口)

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20階

電話：070-7416-9924(代表)

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyaku@digital.go.jp

(3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁 国民向けサービスグループ 国家資格担当

電話：03-4477-6775(代表)

E-mail：kjk-sys-ml@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、オンライン決済サービスの円滑な利用開始を実現するため、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、企画競争入札へと移行する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和6年2月26日(月)までに、提案者に対して、担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

1 1. その他

- (1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。